

大分県教育委員会教育長 殿

住 所：

氏名等：

遺跡発見の〔届出 ・ 通知〕について

貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第96条第1項 ・ 第97条第1項〕の規定により関係書類を添付し、下記のとおり〔届出 ・ 通知〕します。

1 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）
2 所在地	
3 土地所有者	氏名等： 住 所：
4 土地占有者	氏名等： 住 所：
5 発見年月日	年 月 日
6 発見の事情	
7 現 状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）
8 現状の変更	時 期： 年 月 日 ～ 年 月 日 理 由：
9 出 土 品	（種類・形状・数量）
10 保護措置	
11 参考事項	

市町村の所見	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）
参考事項	
県の指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）

- 〔注意事項〕 ① 太線内は届出者が記入
 ② 市町村の所見欄は市町村教育委員会が記入
 ③ 遺跡の種類・現状・時代及び調査目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場所は（ ）内に記入

【添付書類】

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面